

メディアミックスによる県政広報事業業務仕様書

1 業務の目的

県の施策について、幅広い世代に情報を行き渡らせるよう、テレビとWEBを組み合わせ、それぞれの特色を生かしながら連携させることにより、県政情報の発信について強化を図る。

2 業務の概要

幅広い層に県政広報テレビ番組（以下「番組」という。）を視聴してもらうことを目的に、次の業務を実施する。

(1) 番組の制作・放送

3 (1) に掲げるテーマの番組を制作・放送する。

(2) 広告動画の制作・配信

番組放送前に、上記(1)で制作した番組の視聴を促す広告動画を制作し、SNS上で配信する。

(3) 動画配信サイトでの視聴を促す広告動画の制作・配信

番組放送後は、県民が繰り返し視聴できるよう、県の動画配信サイトに番組データを掲載するため、その視聴を促す広告動画を制作し、SNS上で配信する。

3 業務の内容

(1) 番組の制作

下表に掲げるいずれかのテーマについて、番組を制作すること。番組制作にあたっては、経費の範囲内で、可能な限り現地取材を行うこととする。

	実施テーマ	放送予定 時 期	内 容	ねらい	経費の上限 (単位:千円)
A	防災への備え	9月初旬	南海トラフ地震の災害リスクを含めた防災情報発信	県民に災害への備えを促す	2, 2 5 5
B	公共交通利用 促進	10月以降	公共交通の利便性・重要性の周知 公共交通を利用した 県内の魅力発信	県民に公共交通の利用を促す	2, 0 9 0
C	子育て支援 (秋のこども まんなか月 間:11月)	11月以降	施策の紹介	子育て世代(孫育て 世代)に施策を周知 する	2, 0 9 0

※ テーマAについては、知事出演を必須とする。また、香川県の事例を取り上げること。

※ 経費の上限には消費税及び地方消費税を含むものとする。

※ 提案者は、複数テーマの企画書を提出できるものとする。ただし、同一テーマに対する複数企画書の提出は認めない。

※ 県は各テーマごとに企画書の審査を行い、最上位の提案者を選定することとするが、同一の事業者を選定することを妨げない。応募者がなかったテーマについては、再公告を行う。

(2) 番組の放送（各テーマ共通）

次のとおり番組を放送すること。

- ① Bタイム以上の時間帯で放送すること。ただし、再放送の時間帯は指定しない。
- ② 放送エリアは、岡山県全域とすること。
- ③ 放送時間は提案による。
- ④ 字幕制作（クローズドキャプション等）を行うとともに、障害者差別解消法及びユニバーサルデザインに配慮したその他の工夫も行うこと。

(3) 広告動画の制作・配信（各テーマ共通）

① 番組放送前

- ア 番組の視聴を促す15秒程度の広告動画を制作すること。
- イ 上記アで制作した広告動画をSNS上で配信すること。なお、広告配信の詳細については、県と協議の上実施すること。

② 番組放送後

- ア 県の動画配信サイトでの視聴を促すため、15秒程度の広告動画を制作すること。なお、動画配信サイト上への番組のアップは、県が行うものとする。
- イ 上記アで制作した広告動画をSNS上で配信すること。なお、広告配信の詳細については、県と協議の上実施すること。

4 成果品の納品

次のとおり成果品を提出すること。

(1) 番組

提出物	提出時期
番組データ（MP4形式）	完成後速やかに
番組の視聴率	該当月の翌月
委託業務完了報告書（様式任意）	

(2) 広告動画

提出物	提出時期
動画データ（MP4形式）	完成後速やかに
広告配信実績（動画の表示回数、クリック数等）	広告配信終了後速やかに

5 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 経費の上限等

3（1）に示すとおり

※制作料、放送料、二次使用のために生じる経費、動画の作成・公開及び広告の配信に係る経費など一切の経費を含む。

7 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (2) 県は受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 番組の制作及び放送、動画の制作及び掲載に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (6) 次のものについては、放送年度の翌年度末日まで二次使用可とすること。
 - ・ 動画配信サイトでの動画配信
 - ・ 県庁1階県民室モニター等での放映
 - ・ 県関係主催イベントでの放映
 - ・ その他受託者が使用を認めたもの
- (7) 疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。

8 評価基準

評価の基準は、次のとおりとする。

評価項目	内 容	評価比重
理解度	業務内容を理解した提案となっているか。	10
構成等	番組や広告動画の構成等は適切か。	20
放送・配信	放送時間や回数、放送日時や時間帯、想定する広告配信（表示回数、クリック数等）や配信スケジュールは適切か。	15
創意工夫	県民に県政情報を分かりやすく伝える工夫や、視聴したいと思わせる工夫がなされているか。	20
メディアミックス	テレビとWEBの特性を生かし、うまく連動させているか。	20
制作体制等	制作に係る体制、作業日数等は適切か。	10
見積額	見積額は適切か。	5
計		100